平成２３年２月３日
東北電力株式会社

# 女川原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく宮城県への手続き漏れについて

【概　要】

当社は、女川原子力発電所における高圧ガス設備工事において、高圧ガス保安法※1に基づく宮城県への手続き漏れが６件あることを確認し、本日、手続き漏れの原因と今後の対応を宮城県へ報告するとともに、手続き漏れが確認された６件の工事に関する手続きを行いました。

なお、今回手続き漏れのあった設備は、原子力発電所の安全性に影響を与えるものではありません。

【内　容】

当社は、他社の原子力発電所で見つかった高圧ガス保安法上の手続き漏れを踏まえ、平成２２年１２月２８日より原子力発電所の状況について、自主的に調査を実施しました。

調査の結果、女川原子力発電所における高圧ガス設備工事において、設備の変更や廃止に関わる６件の手続き漏れを確認しました。

手続き漏れのあった高圧ガス設備は以下のとおりです。

なお、当該設備は毎日のパトロールによる確認および定期検査や日常点検により、設備の健全性を確認しております。

| | 設備名称 | 手続き漏れの内容 |
|---|---|---|
| １号機 | 酸素注入系※2 | ● 平成７年１２月に酸素ガスの流量を制御する弁の取替工事を実施する際、変更手続きを行っていなかった。（添付図①）<br>● 平成１５年５月に酸素ガスの流量を検出する機器の取替工事を実施する際、変更手続きを行っていなかった。（添付図②） |
| ２号機 | 酸素注入系※2 | ● 平成１０年２月に既設ラインから分岐する配管（弁２台含む）を追加する際、本工事に関わる２件の変更手続きを行っていなかった。（添付図③）<br>● 平成１７年５月に酸素注入系の配管の取替工事を実施する際、変更手続きを行っていなかった。（添付図④） |
| 女川原子力<br>ＰＲセンター | 空調設備 | ● 平成１４年３月に空調設備の更新工事を実施した際、既存空調機の廃止手続きを行っていなかった。 |

【原　因】

　手続き漏れが発生した当時は、工事の都度、必要な関係法令を確認し、申請・届出等の手続きの必要性を判断していました。

　こうした中、高圧ガス保安法における手続きの要否等についての確認が十分ではなかったことにより、工事に必要な手続きに漏れが生じたものと推定しております。

【今後の対応】

　今回の手続き漏れを踏まえ、高圧ガス保安法の法令要求に基づく必要な諸手続きを確認する仕組みや教育の充実、社内の管理体制の強化などの再発防止対策をとりまとめ、宮城県へ報告いたします。

以　　上

※１高圧ガス保安法：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの取扱いについて規制するとともに、保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的としている。
高圧ガス施設の設備変更や廃止等を行う場合は、県知事への許可申請や届出が必要となり、その手続き方法については高圧ガス施設のガスの種類や量などによって異なる。

※２酸素注入系　　：原子炉へ給水する配管に酸素ガスを注入し、水に溶けている酸素濃度を高めることにより配管内面に安定的に酸化被膜を形成・保持することができる。この酸化被膜により、配管内面の腐食を低く抑えることができる。

（添付図）

酸素注入系概略系統図